

平成 20 年 7 月 1 日
株式会社東京金融取引所

為替証拠金清算預託金制度の改定について

平素は、本取引所の運営に関し、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本取引所は、取引所為替証拠金取引上場後 3 年が経過することを踏まえ、想定される損失額の算出及び預託すべき清算預託金の額の算出等をより合理的に行うために、別紙のとおり為替証拠金清算預託金制度を改定することといたします。

実施時期は、平成 20 年 7 月を予定しております。

以 上

為替証拠金清算預託金制度の改定について（案）

平成 20 年 7 月 1 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
<p>1. 趣旨</p> <p>2. 預託すべき清算預託金の額の算出方法</p> <p>(1) 預託すべき清算預託金の額の総額の算出基準日</p> <p>(2) 清算預託金所要額</p>	<p>・本取引所は、取引所為替証拠金取引市場のリスク管理制度を整備するため、為替証拠金清算預託金（以下「清算預託金」という。）制度を以下のとおり改定する。</p> <p>・預託すべき清算預託金の額の総額（以下「清算預託金所要額」という。）の算出基準日の初日は、平成 20 年 6 月末日とし、以後 6 ヶ月毎の月末日を清算預託金所要額算出基準日とする。</p> <p>・本取引所は、取引所為替証拠金取引市場において、リスク管理上必要があると認めるときは、上記以外の日を清算預託金所要額算出基準日とすることができる。</p> <p>・清算預託金所要額は、以下のとおり算出する。</p> <p>① 金融指標毎の為替清算価格の 2 日間の変動値（当日と翌日との差の絶対値及び翌日と翌々日との差の絶対値の合計値）を、清算預託金所要額算出基準日以前の 12 ヶ月間を対象期間とし</p>	<p>・預託すべき清算預託金の額の総額とは、全ての為替証拠金清算参加者が預託しなければならない清算預託金の合計額をいう。</p> <p>・左記に係らず、本取引所が平成 20 年 7 月に通知する予定の預託すべき清算預託金の額の算出においては、清算預託金所要額算出基準日を平成 20 年 5 月末日とする。</p> <p>・金融指標とは、取引所為替証拠金取引に関する業務規程の特例（以下「特例」という。）第 3 条に定める金融指標をいう。</p> <p>・金融指標毎の総建玉数量とは、金融指標毎に特例</p>

為替証拠金清算預託金制度の改定について（案）

平成 20 年 7 月 1 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
(3) 預託すべき清算預託金の額	<p>て算出する。</p> <p>② 対象期間中の金融指標毎の証拠金基準額に、当該対象期間中の日々の金融指標毎の総建玉数量を乗じた額から、①の 2 日間の変動値に金融指標毎の取引単位及び総建玉数量を乗じた額を減じて得た額を日ごとに合計する。</p> <p>③ ②を額の小さい順に並替え、額の大きい方から数えて対象期間中の日数で 100 分の 95 以上となる日の中で最大の額を抽出する。</p> <p>④ 清算預託金所要額算出基準日が属する月において、非マーケットメイカーのうち建玉数量の合計の一日当たり平均値が最も大きいものについて当該平均値を、当該月における全ての非マーケットメイカーに係る建玉数量の合計の一日当たり平均値で除した数値を得る。</p> <p>⑤ ③の額に④の数値を乗じて得た額を、清算預託金所要額とする。</p> <p>・各為替証拠金清算参加者が預託すべき清算預託金の額は、非マーケットメイカーについては次の①及び②7.の合計額とし、マー</p>	<p>第 2 条第 5 号に規定する為替証拠金取引参加者である非マーケットメイカーの全ての建玉数量を合計した数値をいう。</p> <p>・最大の額が正の数であるときは、これを零とする。</p> <p>・マーケットメイカーとは、特例第 2 条第 4 号に規定する為替証拠金取引参加者をいう。</p>

為替証拠金清算預託金制度の改定について（案）

平成 20 年 7 月 1 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
	<p>ケットメイカーについては次の①及び②イ. の合計額とする。</p> <p>① 定額 5 百万円</p> <p>② 建玉数量シェア見合い額 清算預託金所要額から①の額に全為替証拠金清算参加者数を乗じた額を差引いた額の 100 分の 50 の額に以下の数値を乗じる。</p> <p>ア. 非マーケットメイカーは、清算預託金所要額算出基準日の属する月の当該非マーケットメイカーの月中平均建玉数量を、当該清算預託金所要額算出基準日の属する月の全非マーケットメイカーの月中平均建玉数量の合計数量で除した数値</p> <p>イ. マーケットメイカーは、清算預託金所要額算出基準日のマーケットメイカーの数の逆数</p> <p>・新たに為替証拠金清算資格を得る者の預託すべき清算預託金の額は、①とする。</p> <p>・新たに為替証拠金清算資格を得る者がマーケットメイカーになる場合は、当該為替証拠金清算資格の取得の承認日の属する月</p>	<p>・建玉数量シェア見合い額は、左記算出結果の百万円未満の額を切上げた額とする。</p>

為替証拠金清算預託金制度の改定について（案）

平成 20 年 7 月 1 日
株式会社東京金融取引所

項 目	内 容	備 考
3. 預託すべき清算預託金の額の預託期限	<p>の前月末におけるマーケットメイカーが預託すべき清算預託金の額を、当該新たに為替証拠金清算資格を得る者が預託すべき清算預託金の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本取引所の市場におけるリスクを適切に管理する場合その他本取引所が必要と認める場合は、預託すべき清算預託金の額を臨時に変更することができる。 ・為替証拠金清算参加者が合併する場合その他本取引所が必要と認める場合は、当該為替証拠金清算参加者の預託すべき清算預託金の額を変更することができる。 <p>・預託すべき清算預託金の預託期限は、清算預託金所要額算出基準日の属する月の翌月の第 3 営業日から起算して 6 営業日目の日とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度上清算預託金の額に不足が生じた場合の預託期限と同様とする。
4. 預託標準率及び累積預託限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書第 31 条の規定に基づく預託標準率及び業務方法書第 34 条の規定に基づく累積預託限度額は定めないこととする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の預託標準率は 1 契約あたり 30 円、累積預託限度額は 180 百万円である。
5. 本制度の実施予定時期	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 20 年 7 月 	

以 上